

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東御市長 花岡 利夫

市町村名 (市町村コード)	東御市 (202193)
地域名 (地域内農業集落名)	田中地区 (加沢、常田、田中、県、本海野、西海野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・加沢地区
水田農地は、既存の担い手で集積可能だが、工業団地周辺にある水田については、構造改善がされていないため、集積が困難である。また、市街地内の農地は形状が悪く・狭小であるため集積が困難である。

・常田地区
市街地化が進み、住宅地及び商業区域内に取り残された農地の集積は困難である。

・田中地区
市街地化が進み、住宅地及び商業区域内に取り残された農地の集積は困難である。

・県地区
水田農地は、既存の担い手が耕作しており集積できる。多くの畑地については、住宅内に取り残されているため、集積は困難である。

・海野地区(本海野・西海野)
水田農地は、既存の担い手が耕作しており集積ができる。しなの鉄道の線路沿い農地は、圃場が狭小で山化が進んできているため農地の集積は困難である。

【全体】
・比較的農地の形状が良い場所は、大規模農家が受け入れている。市街地内の農地は形状が悪く・狭小であるため大規模農家への集積が困難であり、今後、耕作放棄地が発生する可能性がある。
また、耕作者の高齢化による農地の維持管理が難しくなっていることも課題である。
・用途地域に指定されている農地が多いため、農業以外の利活用も考える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・計画区域内においては、水稻の担い手が確保できており、引き続き担い手への集積を進める。
・畑地を中心に高齢化等の要因により、耕作者が減少するため、地域の話し合いを継続し、担い手の確保を進める。
・水田農地について、集積がある程度進んでいるため、今後は効率的に耕作が出来るよう集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現状担い手が耕作している農地及び地域計画の協議の場による話し合いの結果に基づき設定。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と東御市農業農村支援センターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域のニーズを踏まえた基盤整備（農道や水路の補修）に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や上田農業農村支援センター、信州うえだ農業協同組合等が連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
信州うえだ農業協同の受託部会による農作業委託が行われている。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料
減農薬・減肥料による水稻栽培に取り組む担い手がいる。

⑤果樹等
生食ぶどう、ワインぶどうに取り組む担い手がいる。

⑦保全・管理等
中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。

⑧農業用施設
シクラメンを中心とした花卉栽培に取り組む担い手がいる。

⑨耕畜連携等
水稻の藁を畜産業者が回収し活用する仕組みが出来ている。